

原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年半が経過したが、事故によってふるさとを離れることを余儀なくされた避難者は、今も約10万人に上り、神奈川県でも3千人近い方々が避難生活を送っている。

しかし、政府と福島県は、昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借上住宅等の無償提供を平成29年3月限りで打ち切ることとを決定し、来年度からの福島県による支援策についても、対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者のニーズに十分に答えるものとはなっていない。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難の方々にとっては、唯一の命綱である。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子供たちの未来をも断ち切ることになりかねない。

平成24年に制定された東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律は、被災者一人ひとりが、居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意志によって行うことができるよう、そのいずれを選択した場合であっても適切に支援することをうたっている。避難者への住宅支援は、本来この子ども被災者支援法に基づく抜本的な対策や新たな制度の確立が必要である。

よって逗子市議会は、国及び神奈川県に対し、次のとおり実現するよう要望する。

- 1 福島原発事故の避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援策を継続、拡充させること。
- 2 子ども被災者支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

逗子市議会